

平成18年6月7日

各 位

上場会社名 日本化学工業株式会社
コード番号 4092
本社所在地 東京都江東区亀戸9丁目11番1号
問合せ先 総務人事部長 荒木純一
電 話 (03)3636-8111

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成18年5月18日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成18年6月29日開催予定の第148期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- I 「会社法」（平成17年法律第86号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- (1) 会社法第326条第2項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第20条（取締役会）、第33条（監査役および監査役会）、第45条（会計監査人）を新設するものであります。
 - (2) 会社法第214条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第8条（株券の発行）を新設するものであります。
 - (3) 会社法第189条第2項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第10条（単元未満株式の権利制限）を新設するものであります。
 - (4) 株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるように、またコスト削減に資することができるように第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
 - (5) 会社法第370条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第28条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。

- (6) 会社法第 427 条第 1 項の規定に従い、社外監査役が期待される役割を十分に発揮することができるよう第 44 条第 2 項（監査役の実任免除）を新設するものであります。
 - (7) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - (8) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - (9) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。
- Ⅱ 経営の効率化をさらに進めるために、第 21 条（取締役の員数）の変更を行うものであります。
- Ⅲ 以上のほか、定款全般について修正および移設など所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

| | |
|-----------------|------------------|
| 定款変更のための株主総会開催日 | 平成 18 年 6 月 29 日 |
| 定款変更の効力発生日 | 平成 18 年 6 月 29 日 |

以上

別紙

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、<u>東京都において発行する日本経済新聞に掲載してこれを行う。ただし、日本経済新聞発行休止のため掲載することができないときは、東京都において発行する朝日新聞に掲載してこれを行う。</u></p> | <p><u>(公告方法)</u> 第 4 条 当社の公告は、<u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。</u></p> |
| <p><u>(発行する株式の総数)</u> 第 5 条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は、2 億株とする。</p> | <p><u>(発行可能株式総数)</u> 第 5 条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、2 億株とする。</p> |
| <p>(自己株式の<u>買受け</u>) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議により、自己の株式を買受けることができる。</u></p> | <p>(自己株式の<u>取得</u>) 第 6 条 当社は、<u>取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる</u></p> |
| <p>(1 単元の株式の数および単元未満株券の<u>不発行</u>) 第 7 条 当社の 1 単元の株式の<u>数は、1, 0 0 0 株とする。</u> 2. 当社は 1 単元未満の株式について株券を<u>発行しない。</u></p> | <p>(単元株式数) 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、1, 0 0 0 株とする。</p> |
| <p><u>(端株原簿への不記載)</u> 第 8 条 当社は、<u>1 株未満の端株についてはこれを端株として端株原簿に記載しない。</u></p> | <p><u>(削除)</u></p> |
| <p><u>(新設)</u></p> | <p>(株券の<u>発行</u>) 第 8 条 当社は株式に係る株券を<u>発行する。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p> |

| | |
|--|---|
| <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>) 第9条 単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の単元未満株式を売渡すべき旨を当会社に請求することができる。</u> 2 <u>前項の請求があった場合において、当社が売渡すべき数の株式を有しないときは、当社が前項の請求に応じないことがある。</u></p> | <p>(<u>単元未満株主の売渡請求</u>) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数の株式を売り渡すこと（以下「買増し」という。）を当会社に請求することができる。</u></p> |
| <p>(<u>新設</u>)</p> | <p>(<u>単元未満株式の権利制限</u>) 第10条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) <u>会社法189条2項各号に掲げる権利</u> (2) <u>取得請求権付株式の取得を請求する権利</u> (3) <u>募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> (4) <u>前条に規定する単元未満株式の買増しを請求することができる権利</u></p> |
| <p>(<u>名義書換代理人</u>) 第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人をおく。</u> 2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定してこれを公告する。</u> 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> | <p>(<u>株主名簿管理人</u>) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。</u> 3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> |
| <p>(<u>株式取扱規則</u>) 第11条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規</u></p> | <p>(<u>株式取扱規則</u>) 第12条 当社の株券の種類ならびに株主名簿、<u>株券喪失登録簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款</u></p> |

| | |
|--|--|
| <p>則による。</p> | <p><u>に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> |
| <p>(基準日) 第12条 毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>決算期</u>に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか、必要ある場合は、取締役会の決議により<u>予め</u>公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または<u>登録質権者</u>とすることができる。</p> | <p>(基準日) 第13条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度</u>に関する定時株主総会において権利を行使<u>することができる</u>株主とする。 2. 前項にかかわらず、必要ある場合は、取締役会の決議によって、<u>あらかじめ</u>公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、<u>その権利を行使することができる</u>株主または<u>登録株式質権者</u>とすることができる。</p> |
| <p>(招集) 第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、<u>臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u> 2. 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除いては、<u>取締役会の決議にもとづき、代表取締役がこれを招集し、本店所在地または東京都区内においてこれを開催する。</u></p> | <p>(招集) 第14条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、<u>臨時株主総会は必要がある場合に招集する。</u></p> |
| <p>(議長) 第14条 株主総会の議長は、<u>取締役会があらかじめ定めた代表取締役が当たり、当該代表取締役に事故あるときは取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</u></p> | <p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会があらかじめ定めた代表取締役が招集する。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u> 2. 株主総会においては、<u>取締役会があらかじめ定めた代表取締役が議長となる。当該代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第16条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、<u>法務省令に定めるところに</u></p> |

| | |
|---|--|
| | <u>従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> |
| <u>(決議方法)</u> <u>第15条</u> 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除いては、 <u>出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。</u> 2. <u>商法第343条の定めによる決議および商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</u> | <u>(決議の方法)</u> <u>第17条</u> 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、 <u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2. <u>会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u> |
| <u>(議決権の代理行使)</u> <u>第16条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、 <u>議決権の行使を委任することができる。</u> 2. 前項の場合には、株主または代理人は、 <u>代理権を証する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u> | <u>(議決権の代理行使)</u> <u>第18条</u> 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 <u>1名</u> を代理人として、 <u>議決権を行使することができる。</u> 2. 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。 |
| <u>(議事録)</u> <u>第17条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、 <u>議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</u> | <u>(議事録)</u> <u>第19条</u> 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに <u>その他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</u> |
| <u>(新設)</u> | <u>(取締役会の設置)</u> <u>第20条</u> <u>当会社は取締役会を置く。</u> |
| <u>(定員)</u> <u>第18条</u> 当会社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u> | <u>(取締役の員数)</u> <u>第21条</u> 当会社の取締役は、 <u>8名以内とする。</u> |
| <u>(選任)</u> <u>第19条</u> 取締役の選任は、株主総会において、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u> | <u>(取締役の選任)</u> <u>第22条</u> 取締役は、株主総会の決議によって <u>選任する。</u> 2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半</u> |

| | |
|--|---|
| | <p>数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> |
| <p>(任期)</p> <p>第20条</p> <p>取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第23条</p> <p>取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> |
| <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第21条</p> <p>取締役会は、その決議により<u>代表取締役3名以内を選任することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の決議により、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副社長1名、専務取締役2名以内ならびに常務取締役若干名を選任することができる。</u></p> | <p>(代表取締役および取締役)</p> <p>第24条</p> <p>当社は、取締役会の決議によって、<u>代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> |
| <p>(取締役会の招集)</p> <p>第22条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、<u>その議長となる。</u>当該代表取締役に事故あるときはあらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役が<u>これにあたる。</u></p> <p>2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の7日前までに発する。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、この限りではない。</u></p> | <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会であらかじめ定めた代表取締役が招集し、<u>議長となる。</u>当該代表取締役に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条</p> <p><u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の7日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第23条</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>これを決する。</u></p> | <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第27条</p> <p>取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>行う。</u></p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条</p> <p><u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは</u></p> |

| | |
|---|--|
| | <u>この限りでない。</u> |
| <p>(取締役会規則) 第24条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> | <p>(取締役会規則) 第29条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> |
| <p>(取締役会議事録) 第25条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>(取締役会の議事録) 第30条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> |
| <p><u>(報酬)</u> 第26条 取締役の報酬は、株主総会においてこれを決する。</p> | <p><u>(取締役の報酬等)</u> 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(取締役の責任免除) 第27条 当社は取締役の商法第266条第1項第5号の行為に関する責任につき、その取締役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により、法令の定める限度内でこれを免除することが出来る。</p> | <p>(取締役の責任免除) 第32条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> |
| <u>(新設)</u> | <p><u>(監査役および監査役会の設置)</u> 第33条 当社は監査役および監査役会を置く。</p> |
| <p><u>(定員)</u> 第28条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> | <p><u>(監査役の員数)</u> 第34条 当社の監査役は、5名以内とする。</p> |
| <p><u>(選任)</u> 第29条 監査役の選任は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを決す</p> | <p><u>(監査役の選任)</u> 第35条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使する</p> |

| | |
|---|---|
| <p>る。</p> | <p>ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> |
| <p>(補欠監査役の選任) 第30条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。 2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> | <p>(補欠監査役の選任) 第36条 当社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。 2 補欠監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。 3 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p> |
| <p>(任期) 第31条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 2 <u>前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> | <p>(監査役の任期) 第37条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> 2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>(常勤監査役) 第32条 監査役は、<u>互選により常勤監査役を選任する。</u></p> | <p>(常勤監査役) 第38条 監査役会は、<u>監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> |
| <p>(監査役会の招集) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の7日前までに発する。ただし、<u>監査役全員の同意があるときは、この限りではない。</u></p> | <p>(監査役会の招集通知) 第39条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の7日前までに発する。ただし、<u>緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> |
| <p>(監査役会の決議方法) 第34条 監査役の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>監査役の過半数をもってこれを決する。</u></p> | <p>(監査役会の決議の方法) 第40条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>監査役の過半数をもって行う。</u></p> |
| <p>(監査役会規則) 第35条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定める監</u></p> | <p>(監査役会規則) 第41条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、<u>監査役会において定</u></p> |

| | |
|---|---|
| <p>査役会規則による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条</u></p> <p>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> | <p>める監査役会規則による。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第42条</u></p> <p>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> |
| <p>(報酬)</p> <p><u>第37条</u></p> <p>監査役の報酬は、株主総会においてこれを決する。</p> | <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第43条</u></p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第38条</u></p> <p>当社は監査役の責任につき、その監査役が職務を行うにつき善意にしてかつ重大な過失がない場合には、取締役会の決議により法令の定める限度内でこれを免除することができる。</p> <p>(新設)</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第44条</u></p> <p>当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。</p> <p>2. 当社は社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(会計監査人の設置)</p> <p><u>第45条</u></p> <p>当社は会計監査人を置く</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(会計監査人の選任)</p> <p><u>第46条</u></p> <p>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p> |
| <p>(新設)</p> | <p>(会計監査人の任期)</p> <p><u>第47条</u></p> <p>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p> |

| | |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p><u>第48条</u> <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>(選任決議)</u></p> <p><u>第39条</u> <u>会社は、取締役会の決議により、執行役員を選任することができる。</u> <u>2 取締役会は、代表取締役を執行役員とするほか、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(執行役員の選任)</u></p> <p><u>第49条</u> <u>会社は、取締役会の決議により、執行役員を選任することができる。</u> <u>2 取締役会は、代表取締役を執行役員とするほか、執行役員を選任し、取締役会の決定した業務の執行を行わせることができる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>(執行役員に関する基本事項)</u></p> <p><u>第40条</u> <u>執行役員の選任、権限、責任等の基本的事項については取締役会決議により定める「執行役員規定」によるものとする。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(執行役員に関する基本事項)</u></p> <p><u>第50条</u> <u>執行役員の選任、権限、責任等の基本的事項については取締役会決議により定める「執行役員規定」によるものとする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>(営業年度および決算期)</u></p> <p><u>第41条</u> <u>当会社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、毎年3月31日を決算期とする。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(事業年度)</u></p> <p><u>第51条</u> <u>当会社の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までとする。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>(利益配当金)</u></p> <p><u>第42条</u> <u>当会社の利益配当金は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者にこれを支払う。</u> <u>2. 前項の利益配当金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、その支払の義務を免れる。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(期末配当金)</u></p> <p><u>第52条</u> <u>当会社は株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>(中間配当)</u></p> <p><u>第43条</u> <u>当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当をすることができる。</u> <u>2. 前項の中間配当は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、その支払義務を免れる。</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(中間配当金)</u></p> <p><u>第53条</u> <u>当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。</u></p> |
| <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>(期末配当金等の除斥期間)</u></p> <p><u>第54条</u> <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u> <u>2. 未払の期末配当金および中間配当金には</u></p> |

| | |
|--|-----------------|
| | <u>利息をつけない。</u> |
|--|-----------------|